

REACH 制限対象物質リストの改正を官報公示



欧州委員会(EC)は6月14日、REACH規則の制限対象物質リスト(附属書 XVII)を改正する委員会規則を官報公示しました。

今回の改正で附属書 XVII に新たに、エントリー 68 としてペルフルオロオクタン酸(Perfluorooctanoic acid(PFOA)、CAS 番号:335-67-1)とその塩および関連物質が追加されました。

これにより、2020年7月4日以降、PFOA 類の製造・上市を禁止するとともに、PFOA を 25ppb 超含有する、または PFOA 関連物質を合計 1000ppb 超含有する混合物や成形品の製造時使用および上市が原則禁止されます。

ただし、次の一部用途については猶予期間を設定し、時期をずらして適用されます。

•2022年7月4日から適用

半導体製造設備、ラテックス印刷インク

•2023年7月4日から適用

健康・安全リスクから労働者を保護するための繊維製品

医療用繊維や、水ろ過・製造工程・排水処理で使用する膜、プラズマナノコーティング

•2032年7月4日から適用

指令 93/42/EEC の適用範囲となる埋込型医療機器以外の医療機器

また、制限の適用除外として「POPs 規則((EC)No850/2004)附属書 I パート A に収載されたパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその誘導体」や「埋込型医療機器の製造時や半導体の露光やエッチング工程における PFOS 類およびこれらを含む混合物の使用」などが挙げられます。

当社では今回追加された PFOA 類の測定について実績があります。また、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)についても分析の実績があります。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2017年6月14日付 EU 官報

分析技術箇所 五月女欣央